

Q1 今年の税制改正法案が成立しましたが、減価償却制度に関する政令、省令の改正部分の概要と新耐用年数省令による償却計算の仕方を教えてください。

A ポイント

- (1) 今年度の税制改正で減価償却制度が抜本的に改正され、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の100分の95相当額）及び残存価額が廃止され、1円（残存簿価）まで償却できる制度となりました。
- (2) 新たな定率法の導入によって、償却計算は定額法の償却率の2.5倍に設定された「定率法の償却率」（耐用年数省令 別表第十に規定）により計算することになります。

1. 平成19年度税制改正で抜本的に見直された減価償却制度

平成19年度税制改正法案が3月23日可決成立したことを受けて、法人税法施行令等の一部を改正する政令、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令などが公布され、減価償却制度の改正の全容が明らかになりました。

(1) 減価償却制度の改正のあらまし（所得税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令抜粋）

- ① 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額を廃止し、1円（備忘価額）まで償却する制度とする。
- ② 定率法について、定率法の償却率により計算した償却限度額が償却保証額に満たないときは、その満たなくなった事業年度以後の各事業年度において每期均等償却となる改定償却率により償却限度額を計算する方法とする。
- ③ 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得をしたリース資産の償却の方法は、リース期間で均等償却を行うリース期間定額法とする。
- ④ 資本的支出は、その支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。
- ⑤ 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却ができる措置を講ずる。

(2) 新たな償却限度額の計算方法

① 定額法の償却限度額の計算式

$$\text{定額法の償却限度額} = \text{取得価額} \times \text{耐用年数省令 別表第十の「定額法の償却率」}$$

② 新たな定率法の償却限度額の計算方法と計算式

新たな定率法の導入により、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」（耐用年数省令 別表第十に規定）が適用され、従来の制度に比べ、早い段階において多額の償却を行うことが可能となりました。

新たな定率法は、減価償却資産の取得価額に、その耐用年数に応じた「定率法の償却率」を乗じて計算した金額（調整前償却額）を事業供用1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以後は、期首帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額（調整前償却額）を各事業年度の償却限度額として償却を行います。

そして、各事業年度の「調整前償却額」が取得価額に「保証率」（耐用年数省令 別表第十に規定）を乗じて計算した金額である「償却保証額」に満たない場合は、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるようにその資産の耐用年数に応じた「改定償却率」（耐用年数省令 別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。

定率法の償却限度額の計算式

ア 調整前償却額 ≥ 償却保証額の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = \text{期首帳簿価額} \times \text{耐用年数省令 別表第十の「定率法の償却率」}$$

イ 調整前償却額 < 償却保証額の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = \text{改定取得価額} \times \text{耐用年数省令 別表第十の「改定償却率」}$$

2. 新たな定率法による減価償却の具体的な計算事例

取得価額1,000万円、耐用年数6年の医療機器を取得して事業に供した場合の、新耐用年数省令を使った定率法による減価償却費の計算をしてみましょう。

- 医療法人の事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 取得して事業に供した日 平成19年10月1日

耐用年数省令 別表第十（一部抜粋）

平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率	改定償却率	保証率	耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	6	0.167	0.417	0.500	0.05776
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	7	0.143	0.357	0.500	0.05496
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	8	0.125	0.313	0.334	0.05111
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	9	0.112	0.278	0.334	0.04731

【計算手順】

1. 耐用年数6年の定率法の償却率は、耐用年数省令別表第十に、0.417と規定されています。したがって、事業供用年度の減価償却費（償却限度額）は、

$$10,000,000円 \times 0.417 \times 6 / 12 = 2,085,000円 \quad \text{となります。}$$

翌事業年度以降の減価償却費（償却限度額）は、次表のように計算されます。

2. さて、別表第十には、耐用年数6年の場合の保証率は0.05776、改定償却率は0.500と規定されています。したがって、この医療機器の償却保証額は、

$$10,000,000円（取得価額） \times 0.05776 = 577,600円 \quad \text{となります。}$$

6事業年度において、減価償却費（償却限度額）が381,295円となって、初めて償

却保証額に満たないことになり、6事業年度から均等償却に切り換わることとなります。

(単位：円)

	取得価額	減価償却費	期末簿価
事業供用年	10,000,000	2,085,000	7,915,000
2	7,915,000	3,300,555	4,614,445
3	4,614,445	1,924,223	2,690,222
4	2,690,222	1,121,822	1,568,400
5	1,568,400	654,022	914,378
6	914,378	457,189	457,189
7	457,189	457,188	1

3. 均等償却に切り換わった後の減価償却費は、改定取得価額（均等償却に移行する直前の帳簿価額914,378円）に改定償却率（0.500）を乗じた金額とされ、6事業年度の償却限度額は、914,378円×0.500＝457,189円 となります。
4. 減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例規定により、定率法を採用している場合の償却限度額は備忘価額（1円）を控除した金額と規定されており、7事業年度の償却限度額は、（914,378円－457,189円）－1円＝457,188円 となります。

Q2 今年開業したばかりの診療所ですが、周囲から青色申告を勧められています。

青色申告にはどのようなメリットがありますか。また、青色申告をするための手続き、記帳の方法、帳簿も教えてください。

A.

ポイント

- (1) 青色申告の代表的なメリットは、青色申告特別控除、青色事業専従者給与の必要経費算入、医療用機器等の特別償却、少額減価償却資産の必要経費算入等です。
- (2) 青色申告とは、取引を帳簿に記録しその記録を基に所得や税額を申告して納付する申告納税制度の一つで、65万円の青色申告特別控除を受けるには正規の簿記の原則により作成された貸借対照表を申告書に添付することが要件とされています。

1. 青色申告の主なメリット

青色申告の特典は50を超えますが、その中から主なものを挙げてみましょう。医院、歯科医院の92%は青色申告者になっています。

- ① **青色申告特別控除**——複式簿記により記帳し、青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表など）を確定申告書に添付することにより、所得金額から最高65万円の控除が受けられます（簡易簿記などで貸借対照表が添付できない場合の控除額は、10万円です）。

なお、社会保険診療報酬の所得計算の特例（措置法第26条）の適用を受ける場合は、社会保険診療報酬以外の自由診療などによる所得金額が限度となります。

- ② **青色事業専従者給与の必要経費算入**——生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳未満の人を除く。）で専らその診療所の業務に従事している人に給料を支払った場合、その支払った給与が従業員の給与と同額程度であるなど、適正なものであれば、全額必要経費になります。
- ③ **純損失の繰越控除、繰戻し還付**——赤字が出ても、翌年以後3年間繰り越しができ、黒字の年の所得金額から控除できます。又、前年分も青色申告なら、本年の赤字は前年の所得金額から控除して税金の計算をなおし、前年納めた税金の還付が受けられます。
- ④ **医療用機器等の特別償却**
- ⑤ **取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額必要経費算入**——年間300万円まで。
- ⑥ **貸倒引当金の必要経費算入**——診療報酬未収金、貸付金などの債権について、貸倒れによる損失を見込んで、予め債権の5.5%を貸倒引当金として必要経費に算入することができます。
- ⑦ **退職給与引当金の必要経費算入**——従業員が退職する際に支払う退職金について、退職給与規程などで定めている場合には、予め退職給与引当金として積み立て、必要経費に算入することができます。

2. 青色申告をするための税務手続き、備え付ける帳簿書類とその保存

- (1) **税務手続き**・・・青色申告を始めるときは、法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、保存することが必要ですが、3月15日までに（1月16日以後の開業の場合は、開業の日から2ヵ月以内に）「**所得税の青色申告承認申請書**」を所轄税務署長に提出して予め承認を受けます。
- (2) **青色申告者が備え付ける帳簿書類と青色申告特別控除との関係**

青色申告特別控除には、65万円と10万円の2種類の特別控除が設けられていますが、65万円の特別控除を受けるためには「正規の簿記」の原則により取引を記録し、その帳簿書類に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付することが要件とされています。

正規の簿記	損益計算書、貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式で、一般的には、複式簿記をいいます。※ 最高65万円 の青色申告特別控除が受けられます。
簡易帳簿	標準簡易帳簿・・・現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳の5つの帳簿で記帳。（預金、手形、元入金等が記帳されないものです）。
青色申告特別控除	現金式簡易帳簿 ・・・帳簿は現金出納帳と固定資産台帳のみで、入金と出金だけを記帳。前々年分の所得が300万円以下で、予め税務署に届出が必要です。
最高10万円	

※ なお、標準簡易帳簿をベースとした正規の簿記の方法もあります。そこでは、標準簡易帳簿の5つの帳簿では記帳されない預金・手形・元入金その他について、新たに預金出納帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳等を追加して貸借対照表を作成できる帳簿組織とするものです。

- (3) **帳簿書類の保存**・・・①～③の帳簿書類を住所地又は事務所の所在地等に翌年3月15日から7年間（③のうち現金預金取引等関係以外の書類は5年間）保存することが義務付けられています。
 - ①仕訳帳、総勘定元帳並びに資産、負債、元入金の増減取引に関して作成されたその他の帳簿
 - ②棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理、決算に関して作成されたその他の書類
 - ③取引の相手方から受け取った注文書、送り状、領収書、見積書等及び自己の作成したこれらの書類で写しのあるものはその写し